

食安監発0509第1号
平成23年5月9日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産生鮮ごぼうの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりクロルピリホス（0.02 ppm）及びホキシム（0.03 ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないよう対応方よろしくお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品 名	生鮮ごぼう
届出数重量	100カートン 1.00トン
生産国	中華人民共和国
輸出国	中華人民共和国
輸入者	有限会社 山里食品 東京都渋谷区恵比寿南1-11-9
届出先	横浜検疫所 食品監視課
届出年月日	平成23年4月14日
輸入届出受付番号	第29015134640号3欄
検査結果	クロルピリホス（0.02 ppm）及び ホキシム（0.03 ppm）検出
違反確定日	平成23年5月2日